

法人会からの提言

少子高齢化

国債残高

1000兆円超

私たちは財政健全化を求めます！

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ経営に苦しんでいるところも少なくありません。事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要です。また、日本の国債残高は1,000兆円を超えています。コロナ対策財源として発行された約100兆円の国債をどう返済するかは重要な課題です。さらに少子化対策や防衛力の抜本強化が打ち出されていますが、その財源論は置き去りになっています。我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な社会構造問題を抱えています。負担をあやふやにし、歳出だけを先行実施するような財政運営では国の未来は開けないと考えます。

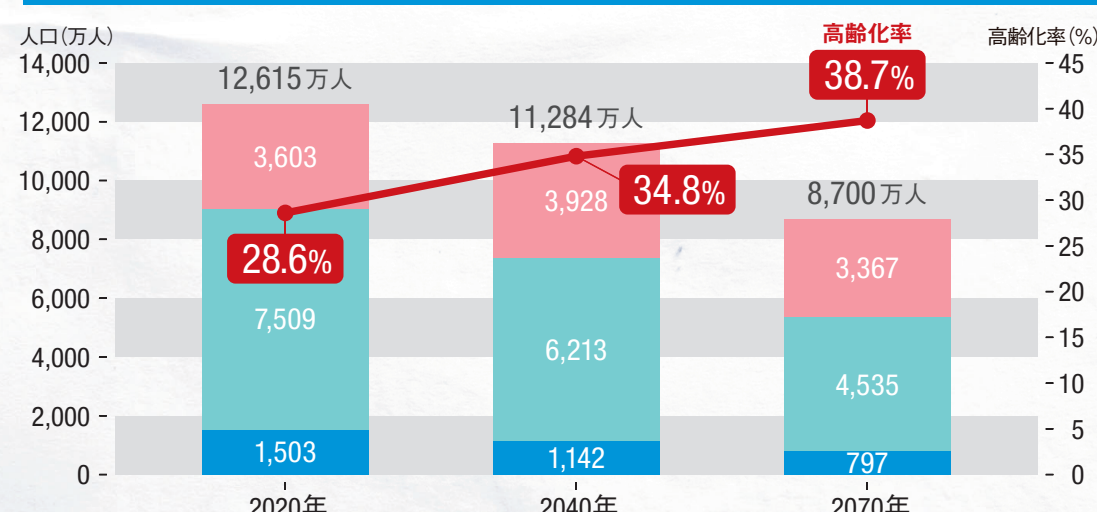


公益財団法人 全国法人会総連合

会長 小林 栄三

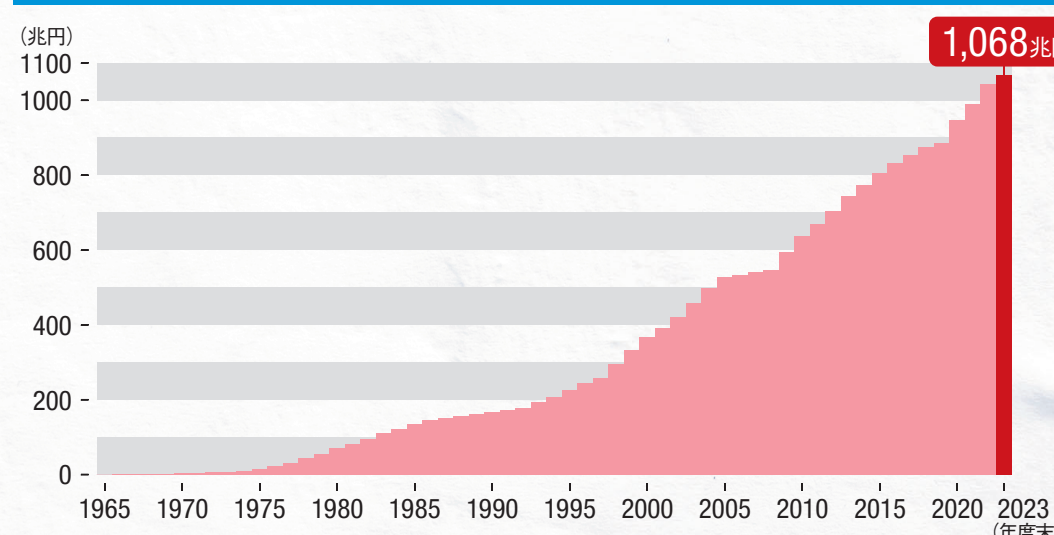
伊藤忠商事(株)名誉理事

1. 今後の人口構造の変化の見込み



(出典) 2020年の人口は総務省「国勢調査」、2040年及び2070年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「出生中位(死亡中位)推計」。

2. 日本の普通国債残高の推移



(注) 2021年度までは実績、2022年は第2次補正後予算、2023年度は予算に基づく見込み。財務省資料より引用。

令和6年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。
- まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成しなければならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円(令和5年度 約134兆円)に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隄より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。
- 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実。
- 取引相場のない株式の評価の見直し。

3. 消費税関係

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- インボイス制度の導入にあたり、国は事業者者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。等

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」※を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

